

指定療養通所介護 フローレンス ジョジョ 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 THS&EK（以下「事業者」という。）が開設する指定療養通所介護フローレンス ジョジョ（以下「事業所」という。）が行う指定療養通所介護（以下「事業」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度の在宅療養者を対象に日常生活向上の支援やリハビリテーション、必要な医療処置を行い、安心して在宅療養生活を送る事ができるように、居宅サービスあるいは障害児（者）支援を行う事を目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者や家族の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の従業者は、利用者の心身の特性や家庭環境を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営む事が出来るよう、利用者の社会的孤立間の解消、及び心身機能の維持回復を図り、家族の身体的及び精神的負担の軽減を支援するものとする。
- 3 事業の実施に当たっては介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 フローレンス ジョジョ
- (2) 所在地 富山市藤木 1542-1
- (3) 定員 9人

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 従業者

管理者 1人（常勤1人、看護師兼務）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

生活相談員 1人（常勤1人 看護師と兼務）

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じるとともに通所介護計画の作成や関係機関との連絡調整を行う。

看護師 4人以上（訪問看護兼務）

看護職員は利用者の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や医療的ケア等の看護を行う。

介護職員 1人（訪問看護兼務）

介護職員は利用者の入浴、排せつ、食事等の介助を行う。

機能訓練指導員 1人以上（看護師兼務）

機能訓練指導員は利用者の有する機能、及び日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- (3) 送迎を除くサービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。ただし、介護報酬請求にあたっては、利用者の居宅に迎えに行った時から、居宅に送り届けたのち利用者の状態の安定等を確認するまで

の時間を含めてサービス提供時間として算定する。延長時間は、及び午後4時30分から午後6時30分までとする。

(指定療養通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は9名とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次に掲げる物の内必要と認められるサービスを行うものとする

- (1) 生活指導・相談援助
- (2) 入浴(介助浴)
- (3) 食事の管理(経管栄養を含む)
- (4) 健康状態チェック
- (5) 排泄介助等の介護
- (6) 医療的処置(与薬、吸引、吸入等)
- (7) 機能訓練:運動器機能・口腔機能向上
- (8) 送迎(健康状態の観察・確認を伴う)
- (9) 延長サービス 家族の都合により希望があれば16時30分から18時30分までは延長とする

2 指定療養通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

3 法定代理受領サービスに該当しない指定療養通所介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、当該告示上の額の支払いを受けるものとする。

4 その他の費用として、次の号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- (1) 利用者の希望によりサービス提供時間を越えて行った指定療養通所介護費用 30分あたり50単位
- (2) 食費は、実費
- (3) おむつ代としておむつの提供を受けた場合、1回毎に実費を徴収する。
- (4) その他、日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費を徴収する。
- (5) 通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合の交通費は以下のとおりとする。

通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までの距離(片道)が、1kmを超えるごとに25円とする。

(6) キャンセル料は、利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合に徴収する。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は不要とする。

5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける事とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、富山市(藤の木校下、山室校下、山室中部校下、東部校下、新庄校下、新庄北校下、広田校下、針原校下、中央小学校下)とする。

ただし、これ以外の富山市は応談に応ずる。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第10条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(委員会)

第11条 民生委員、協力医、訪問看護師等と6ヶ月に1回あるいは必要時に運営推進委員会を行う。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第15条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良等によって療養型通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。
- (4) 他の利用者などの迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障をきたすような行為は厳に慎むこと。
- (5) 火気の取り扱いには十分に注意することとする。
- (6) 事業所内の機器の使用にあたっては、常に適正な使用に努めること。

(その他運営についての留意事項)

第15条 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体拘束・虐待の防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 身体拘束・虐待の防止のための指針の整備
- (3) 身体拘束・虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

変更

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規定は、令和04年5月23日から施行する。

この規定は、令和05年9月21日から施行する。

この規定は、令和06年4月1日から施行する。